

【 検 査 】

731 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）（精巣腫瘍等）の算定について

《令和7年11月28日》

《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD008「18」ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）の算定は、原則として認められる。

- (1) 精巣腫瘍（疑い含む。）
- (2) HCG産生腫瘍の疑い
- (3) 絨毛性疾患（疑い含む。）
- (4) 存続絨毛症（疑い含む。）
- (5) 絨毛癌（疑い含む。）
- (6) 絨毛性腫瘍の疑い
- (7) 胚細胞腫瘍（(1)を除く。）
- (8) 胞状奇胎の疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）については、厚生労働省通知※に「HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合に限り算定できる」と示されている。

ヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）は胎盤の絨毛組織から産生される性腺刺激ホルモンで、当該検査は絨毛性疾患や異所性絨毛性ゴナドトロピン（HCG）産生腫瘍で高値を示すことから、上記(1)から(8)の傷病名に対する有用性は高いと考えられる。

以上のことから、上記(1)から(8)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

（※） 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について